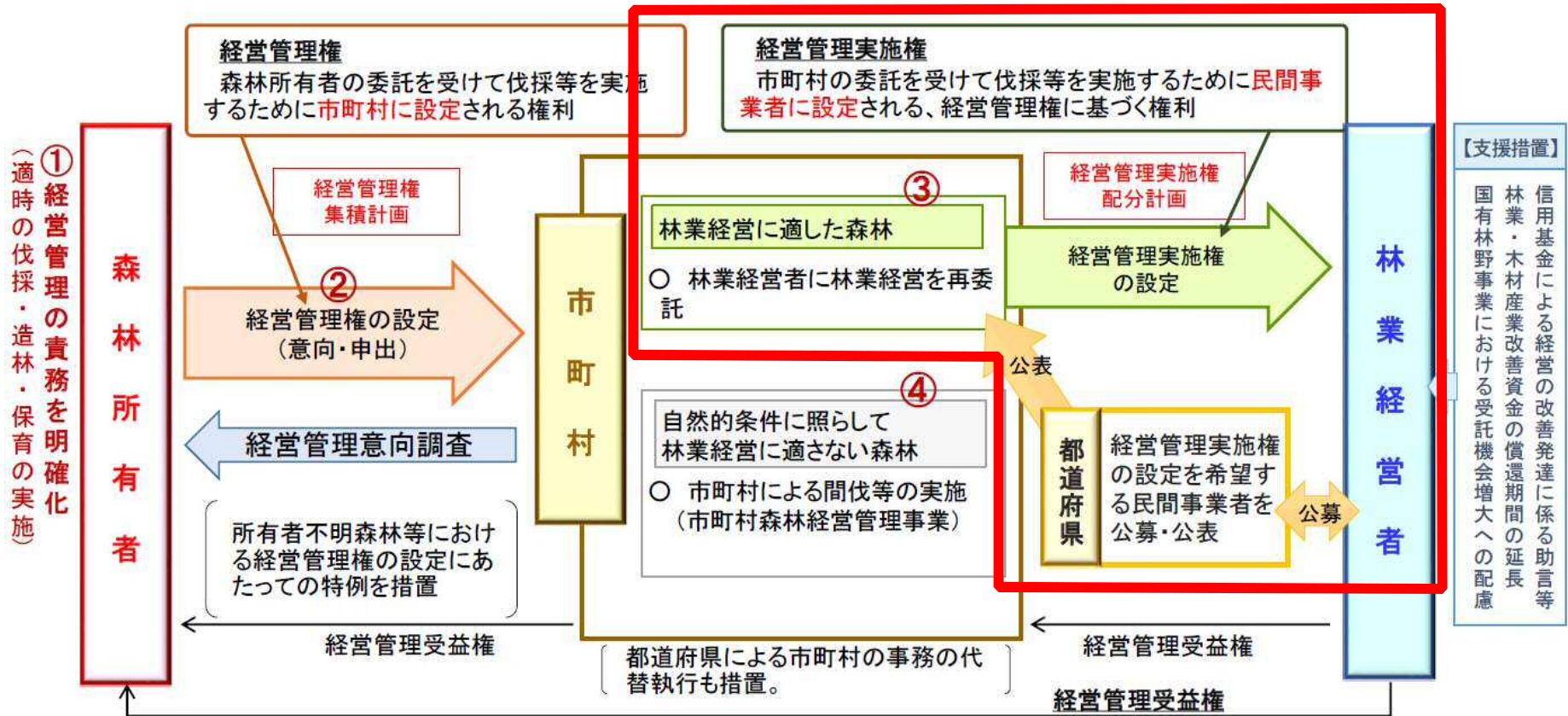


森林経営管理制度の概要 (業者選定に関する内容)

「森林経営管理法（制度）について」令和 2年4月林野庁
より抜粋・一部加筆

森林経営管理法（森林経営管理制度）について

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



林業経営者の選定

- ① 都道府県が、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者を公表
- ② 市町村は、公表されている者の中から、再委託する民間事業者(林業経営者)を選定

① 都道府県が公募、公表 (市町村からの推薦も含め整理・公表)

効率的かつ安定的な
林業経営を行う能力



経理的な基礎

(赤字経営でないこと、所有者
ごとの収支管理の実施など)

考慮事項

- ・ 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指す
- ・ 主伐後の再造林を実施するなど林業生産活動の継続性の確保を目指す

林業経営を行う能力を有すると判断する事項

- ・ 素材生産の生産量又は生産性の増加
- ・ 主伐後の再造林の確保
- ・ 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保
- ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定

② 市町村が選定

民間事業者の同意要

市町村が民間事業者を選定するに当たっては、

- ・ 経営管理実施権の**存続期間**
 - ・ 経営管理の**内容**
 - ・ **伐採等に係る経費及び販売収益の見積額**
- 等を民間事業者から提案させ、これらの提案内容に基づき選定

経営管理実施権配分計画を作成

森林所有者に支払う金額の算定方法の例

- 林業経営者は、木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引いた額を森林所有者等に支払うこととする。
- また、主伐を行う場合、伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保しなければならない。

		算定例	配分先
① 木材販売による収益	伐採等に要する経費	② 立木の伐採及び木材販売に係る経費 〔 林業経営者の利益を含む 〕	林業経営者へ
		③ 伐採後の造林及び保育に係る経費 都道府県が定める森林整備事業標準歩掛かりによる額	
	④ 森林所有者に支払われるべき金銭の額	①から②③の合計を差し引いた額	森林所有者へ